

「ことよりモール 出店者向け規約」

烏丸商事株式会社(以下「当社」といいます)が運営するオンラインショップである「ことよりモール」(以下「モール」といいます)の出店者向け利用規約(以下「本規約」といいます)を以下の通り定めます。

本規約は、モールにおける当社と出店者との間の契約関係を定めるものです。当社は出店者と利用者がモールを通じて売買契約等を締結するための場を提供することとどまり、当社は売買契約等の当事者にはなりません。モールの出店申込みに際しては、本規約の全文をお読みいただいたうえで、同意いただく必要があります。

第1章 定義

第1条(用語の定義)

本規約において、次の用語は、次の各号にそれぞれ定める意味で用いるものとします。

- (1)「当社」：烏丸商事株式会社
- (2)「京都フィナンシャルグループ(以下「京都FG」といいます)のグループ各社」：株式会社京都フィナンシャルグループ、株式会社京都銀行、烏丸商事株式会社、京都クレジットサービス株式会社、京銀カードサービス株式会社、京銀リース株式会社、株式会社京都総研コンサルティング、京銀証券株式会社、京都キャピタルパートナーズ株式会社、きょうと事業再生債権回収株式会社、積水リース株式会社、京都信用保証サービス株式会社
- (3)「モール」：当社が運営するオンラインショップである「ことよりモール」
- (4)「本サービス」：当社がモールを通じて出店者に対し提供するサービス
- (5)「利用者」：モールにアクセスする者、及びショップで商品等の提供を受ける個人または法人
- (6)「出店者」：当社に対してモールの出店申込みを行い、当社が出店を認めた個人事業主または法人
- (7)「ショップ」：モール上で出店者が利用者に対して商品等を提供するために、当社が出店者に対し割り当てる、モール上の店舗として利用するためのウェブページ(店舗ページ等)
- (8)「商品等」：出店者がショップで利用者に提供する商品またはサービス
- (9)「属性情報」：利用者の氏名、住所、電話番号、メールアドレス、その他の属性に関する情報
- (10)「利用情報」：モールにおける購入履歴その他モールの利用に関する情報
- (11)「顧客情報」：「利用情報」と「属性情報」をあわせて「顧客情報」といいます

- (12) 「購入」：利用者がモール上で、商品等の購入を行うこと
- (13) 「売買契約等」：出店者と利用者との間の商品等の売買契約または提供契約
- (14) 「コンテンツ」：出店者がモールのショップに表示する出店者や商品等に関する文章、文字列、画像、記号、音声、映像そのほか視覚・聴覚的情報（ショップ上に表示したリンクにより外部のウェブページで表示させるものを含む。）
- (15) 「レビュー」：利用者がモールに投稿する、商品等そのほか出店者とのやりとりに関する感想、評価を内容とする文章

第2章 出店、商品等の販売に関する基本的事項

第2条(出店資格および出店申込み)

1. 出店者になろうとする者は、本規約に同意の上、当社の所定の手続により出店申込みを行うものとします。
2. 当社は、前項に基づく出店申込みを受けたときは、出店の可否を審査し、出店者に通知します。当社が出店を許諾する条件は、次の各条件を含みますが、これに限られるものではなく、当社が裁量により判断します。
 - a. 個人事業主である場合には、18歳以上の方であること。
 - b. 日本国内に営業所または居所を有する法人及び個人事業主であること。
 - c. 出店者は、本規約に基づく契約上の地位または本規約に基づく権利・義務を第三者に利用させることや貸与、譲渡、売買、質入等をしないこと。
 - d. 本規約への同意により、自己、役員、実質経営権を有する者、従業員、又は第20条第1項により業務を委託する者が、現在、次の各号に該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約すること。
 - i. 暴力団
 - ii. 暴力団員
 - iii. 暴力団準構成員
 - iv. 暴力団員関係企業
 - v. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力団等
 - vi. その他前各号に準ずる者
 - e. 本規約への同意により、自己または第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約すること。
 - i. 暴力的な要求行為
 - ii. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - iii. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - iv. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当社の信用を毀損し、当社の業務を妨害する行為
 - v. その他前各号に準ずる行為

3. 当社から出店の許諾を得た出店者は、本規約の範囲内で、モールに商品等を出品することができます。

第3条(出品する商品等)

1. 出店者は、当社が指定するショップに商品等を出品します。
2. 当社は、当社が特に認める場合を除いて、出店者に対して、以下の商品等のモールへの出品を禁止します。
 - a. 公序良俗に反するもの
 - b. 銃刀法に違反するもの
 - c. 特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、肖像権その他の他人の権利を侵害する商品等(例:偽ブランド商品、違法コピー商品などを含み、これに限られません。)
 - d. コンピューターウイルスを含むソフトウェア
 - e. 法令により通信販売が禁止されている医薬品
 - f. 商品等の販売・提供に免許、登録、届出等が必要なもの(但し、当社に免許、登録、届出等の写しを提出した場合は、この限りではありません。)
 - g. 取引することが法令に違反する商品等
 - h. 商品等の販売元が商品等に関する契約等で転売または譲渡を禁じているもの
 - i. その他当社が不相当と判断した商品等
3. 出店者は、出品に際して、特定商取引法、不当景品類及び不当表示防止法その他の関連法令の規定を遵守した表示を行うものとします。特に特定商取引法第11条第6号で定める主務省令で定める事項(氏名・名称、住所及び電話番号等)の表示は、真実かつ消費者が確実に連絡を取ることが可能な情報を表示しなければなりません。
4. 出店者は、当社で定める出品カテゴリから商品等の出品を行うものとします。出品された商品等の出品カテゴリに誤りがある場合、または出品された商品等の出品カテゴリが不相当と当社が認める場合には、当社は、事前に出店者に通知することなく、当該出品の出品カテゴリを修正することができるものとします。
5. 出店者は、商品等をショップに出店する前に、当該商品等の出品について、当社の許諾を得るものとします。当社の審査は、本条第2項各号所定の要件に限られるものでなく、出品の可否の判断は、当社の裁量によります。
6. 前項の規定による出品の許諾は、当社が当該商品等について、本条第2項の各要件に反しないことを保証するものではなく、当該商品等が同項の各要件に反することが明らかになった場合でも、当社は一切の責任を負わず、本規約に従い出店者が責任を負うもの

とします。

7. 当社は、出店者が本条第2項に反する出品をした疑いが生じたときは、予告なく当該商品等に係るウェブページの全部または一部を削除し、または公開を停止する等、当該商品等の販売を防止するための一切の措置をとることができます。
8. 当社が前項の措置をとった場合であっても、当社は、当該措置によって出店者に生じた損害を賠償しません。
9. 商品等に関し第三者との間で著作権、商標権等の知的財産権もしくは人格権等に関する紛争が生じた場合には、全て出店者の責任と負担において解決するものとします。また、当社が何らかの理由により、商品等に関し、利用者その他の第三者に損害賠償等の支払を余儀なくされた場合には、出店者はその全額を当社に支払うとともに、その解決のために要した弁護士費用その他一切の諸経費を当社に支払うものとします。

第4条(商品等に関するコンテンツの表示)

1. 出店者は、ショップ上に、モールのショップに商品等を説明するためのコンテンツを制作することとします。
2. コンテンツは、商品等に関する具体的かつ適法・適切な説明でなければなりません。また、コンテンツの内容は正確でなければならず、かつ利用者に対し誠実に、商品等を説明するものでなければなりません。
3. 出店者は、コンテンツの作成にあたり、次の事項を遵守します。

(1) 次の記載を行わないこと

- a. 真実でない記載
- b. 他人の名誉または信用を傷つけるもの、他人を誹謗中傷する記載
- c. わいせつな表現、グロテスクその他一般人が不快感を覚える記載
- d. 特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、肖像権その他の他人の権利を侵害する記載
- e. 利用者の電子機器に不正な指令を与える文字列
- f. 公序良俗に反する記載
- g. 法令等に違反する記載
- h. 当社の運営するもの以外のショッピングモールサイト、オークションサイトへのリンク、URL、QRコード、その他これらのサイトへの遷移を可能にする画像及び文字列
- i. その他当社が不相当と判断した一切の記載

(2) 商品等に特定商取引法が適用されるか否かにかかわらず、以下の事項について表示すること

- a. 出店者の管理責任者の氏名、電話番号および電子メールアドレス
- b. 営業時間、定休日等
- c. 商品等についての問い合わせおよび苦情は、出店者宛てに行うべきこと
- d. その他当社所定の事項

(3) その他本規約に反する表示をしないこと

4. 当社は、出店者の制作したコンテンツにつき審査を行うものとし、そのコンテンツがモールにふさわしいと認めた場合にモール上に公開します。当社の審査は、本条第2項及び第3項所定の項目に限られることなく、当社の裁量によります。
5. 前項の規定によるコンテンツの公開の許諾は、当社が当該コンテンツについて、本条第2項及び第3項の各要件に反しないことを保証するものではなく、また、コンテンツの内容の真実性や適切性を何ら保証するものもありません。
6. 出店者は、出店後、本規約により認められる範囲内で、ショップ上のコンテンツを改訂し、表示することができます。出店者は、商品等の説明については、常に最新の情報をユーザーに提供するように、定期的に更新を行う必要があります。
当社は、出店者の作成したコンテンツがモールにふさわしくないと判断した場合には、その内容および表示を変更し、又は削除することができます。
7. 当社が前項の措置をとった場合でも、当社はそれによって生じた出店者の損害を何ら賠償しません。
8. 当社は、出店者のコンテンツを、モールの利用促進、モールにおける販促活動その他モールの運営に必要な目的のため、無償で複製その他あらゆる方法により利用し、また、第三者に利用させることができるものとします。出店者は、当社がこれらの目的で使用した情報について、権利行使をしないものとします。
9. コンテンツに関し第三者との間で著作権、商標権等の知的財産権もしくは人格権等に関する紛争が生じた場合には、全て出店者の責任と負担において解決するものとします。また、当社が何らかの理由により、コンテンツに関し、利用者その他の第三者に損害賠償等の支払を余儀なくされた場合には、出店者はその全額を当社に支払うとともに、その解決のために要した弁護士費用その他一切の諸経費を当社に支払うものとします。

第5条(商品等の販売)

1. 利用者が商品等を購入した場合、出店者は、当該利用者との間で、商品等の発送手続、

その他販売に必要な手続を、利用者との間で直接行います。

2. 出店者は、当該利用者に対して、京都 FG のグループ各社が取引の当事者であるように誤認させるような表示、および出店者および利用者との間の契約における全部または一部の権利義務について京都銀行が負担するかのよう表示をしないものとします。
3. 出店者は、販売等を行うにあたり、特定商取引法、割賦販売法、不当景品および不当表示防止法、その他関係法令を遵守しなければなりません。
4. 出店者は、利用者との間で、商品等の不着、到着遅延、契約不適合その他の紛争が生じた場合、全て出店者の責任と負担において解決するものとします。また、当社が何らかの理由により、出店者と利用者との契約に関し、利用者その他の第三者に損害賠償等の支払を余儀なくされた場合には、出店者はその全額を当社に支払うとともに、その解決のために要した弁護士費用その他一切の諸経費を当社に支払うものとします。
5. 当社は、出店者と利用者その他の第三者との間の紛争について、出店者の同意を得ることなく、当該利用者または第三者に対し当該紛争に関する情報提供その他の援助を行うことができます。
- 6 出店者及び利用者は、合理的な理由がある場合または当社が指定する条件に該当する場合は、売買契約等をキャンセルすることができます。
- 7 出店者は、前項の定めにより、利用者によってモールにおける売買契約等がキャンセルされる場合があることを予め了承し、利用者による売買契約等のキャンセルがあっても、当社に対しては異議を述べないものとします。また、当社は利用者による売買契約のキャンセルにつき、出店者に対し何ら責任を負いません。
8. 出店者は利用者が真に購入する意思のない購入申込みを行ったと当社が判断した場合、当社が購入申込みを取り消すことができることに同意し、かかる取消に異議を述べないものとします。
9. 出店者は、当社が特に認める場合を除き、利用者がモールにおいて購入申込みを行った商品等について、モール以外の通販サイト、オークションサイト、フリマサイト等またはこれに係るアプリ等を通じて、当該利用者に販売、発送・提供等を行ってはならないものとします。

第6条(出店および出品に関する手数料)

1. 出店者は、当社に対し、出店および出品に関する手数料として別資料に定める金額を支払います。但し当社は、出店者に対して、モールにおける当該出店者の売上代金を振込みする際に、売上代金から出店および出品に関する手数料を差し引いた金額を振込みす

- ることによって、出店者と当社の間における手数料の授受を完了することができます。
2. 当社は、出店者が当社に支払った手数料等について、当社に故意または重大な過失がある場合を除いて、返金しません。また、当社が出店者に手数料等を返金する場合、利息又は遅延損害金を付さないものとします。

第7条(レビュー)

1. 出店者は、利用者のレビューがモール内で公開されることに同意します。また出店者は、利用者のレビューを削除することができません。
2. 出店者は、当社にレビューの削除を依頼することができます。但し、当社は出店者の依頼によってレビューの削除を強制されず、出店者の依頼に応じレビューを削除するか否かは、当社の裁量によるものとします。
3. 当社は、出店者への予告なく、レビューを削除することができます。
4. 出店者は、レビューに関して、次の各号に該当する行為を行ってはならないものとします。
 - a. モール以外のサイトに転記すること
 - b. モールの利用者に対して、商品等の引渡・提供前にレビューの送信を求め、または自己に有利な評価をするように求めること
 - c. 出店者自らレビューを送信すること
 - d. 第三者をして自らの意を反映したレビューを送信させること
 - e. モールの利用者に対して、送信済みのレビューの内容の変更・削除等の要請または強要を行うこと
 - f. モールの利用者に対して、レビューの送信の有無及びその内容により、商品等の売買契約等の取引条件及びその履行に関して、不利益な扱いをすること
5. 当社は、出店者に対して、利用者のレビューにより生じるいかなる事情についても、何らの責任を負わないものとします。

第8条(サービスの提供条件)

1. 当社は、メンテナンス等のために、出店者に通知することなく、本サービスを停止し、または変更することがあります。
2. 本サービスの提供を受けるために必要な機器、通信手段などは、出店者の費用と責任で備えるものとします。
3. 当社は、本サービスに中断、中止その他の障害が生じないことを保証しません。

第9条(サービス廃止)

当社は、当社の都合によりいつでも本サービスの全部または一部を廃止できるものとします。但し、本サービスの廃止が決定した場合には、第21条に定める方法またはその他当社が適切と判断する方法で告知するものとします。当社は、本サービスの廃止により出店者に生じる損害の一切について、名目を問わず賠償しません。

第3章 ショップの運営

第10条(管理責任者)

1. 出店者は、本規約に基づく出店および販売等を行うに際して、管理責任者を選任し、当社に通知しなければなりません。また出店者は、管理責任者に関し、次の各号の措置をとらなければなりません。
 - (1) 管理責任者およびショップを利用した販売等に関与する者に対し、モールに関するシステムおよびその利用方法を十分理解させること
 - (2) 管理責任者に当社からのサポート等の連絡に利用するメールアドレスを管理させること、そのほか管理責任者が当社からの連絡に常時応答できる体制を整えること
2. 出店者は、管理責任者を変更する際には、直ちに変更後の管理責任者の氏名を当社に対して通知するとともに、次条に定めるパスワードを変更しなければなりません。
3. 出店者は、当社が事前に承諾した場合を除き、管理責任者として外部の者を選任することはできません。当社が外部の者を管理責任者とすることを承諾した場合であっても、出店者は、管理責任者が当社に対して負う義務を当該管理責任者に対し完全に負担させなければならず、かつ当該管理責任者の一切の行為について、当社に対し、無過失責任を負うものとします。なお、出店者が当社に対し本項に基づく承諾を求める場合、当社所定の手続に従うものとします。

第11条(ID・パスワード)

1. 当社は、出店者が出店者登録を行った後、出店者に対し、IDを付与します。出店者は、IDを善良な管理者の注意義務をもって管理することとします。
2. 出店者は、当社が事前に承諾した場合を除き、ID及びパスワードを第三者に利用させること、そのほか貸与、譲渡、売買、質入等を行うことはできないものとします。なお、出店者が当社に対し本項に基づく承諾を求める場合、当社所定の手続に従うものとします。
3. ID及びパスワード並びにID及びパスワードを入力した装置の管理不十分、使用上の過

誤、第三者の使用等により生じた損害の責任は、出店者が負うものとし、当社は、一切責任を負いません。

4. 当社は、ID 及びパスワードの入力に基づくモールの利用は、すべて当該 ID 及びパスワードを付与された出店者によるものとみなすことができます。
5. 出店者は、パスワードを第三者に知られた場合、または ID 若しくはパスワードが第三者に使用されている疑いが生じた場合には、直ちに当社にその旨連絡するとともに、当社の指示がある場合にはこれに従うものとします。
6. 出店者は、定期的にパスワードを変更する義務があるものとし、その義務を怠ったことにより損害が生じても、当社は、一切責任を負いません。

第 12 条(システム利用許諾の条件)

1. 当社は、出店者に対し、当社が提供するモールの出店者向け機能（以下「システム」といいます。）を利用することを許諾します。
2. 出店者は、システムを電気通信回線を通じて当社の指定する設備に接続することによってのみ使用することができるものとします。
3. 出店者は、システムをいかなる方法によっても複製、送信、譲渡、貸与、翻訳、翻案その他の利用をすることはできません。
4. 出店者は、システムの利用につき再許諾をし、または本規約に基づく地位を第三者に譲渡等することはできないものとします。
5. 当社による出店者へのシステムの利用許諾は、出店者が独占的にシステムを利用することを保証するものではありません。
6. 当社からシステムの利用許諾の提供を受けるために必要な機器、通信手段などは、出店者の費用と責任で備えるものとします。
7. 本条第 1 項に定めるシステムの利用許諾は、本規約に定めた条件に限定された利用許諾であり、当社が有する特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、ノウハウその他の知的財産権の実施または使用を許諾するものではありません。

第 13 条(登録事項の変更)

出店者は、出店者登録の際に登録した事項に変更のあった場合、すみやかに当社所定の手続により当社に届け出るものとします。この届出のない場合、当社は、登録事項の変更のないものとして取り扱うことができるものとします。

第4章 知的財産権及び情報の取扱い

第14条(著作権等)

1. ショップに掲載する著作物については、当社が制作したものは当社が、出店者が制作したものは出店者が、それぞれ著作権を有します。
2. 出店者は、出店者以外の第三者が著作権を有する著作物をショップに掲載する場合、事前に当該第三者から次に掲げる内容の許諾を受けなければなりません。
 - (1) 出店者が利用・改変すること
 - (2) 京都 FG のグループ各社が次項に定める範囲で利用・改変すること
 - (3) ショップを閲覧した者、その他当社が認める第三者が本条第4項に定める範囲で利用・改変すること
 - (4) 京都 FG のグループ各社が認める第三者が本条第5項に定める範囲で利用・改変すること
3. 出店者は、京都 FG のグループ各社に対し、前二項の出店者または第三者の著作物およびコンテンツについて、当社がモールおよび以下に定める媒体において、必要な範囲において当社が妥当と判断する方法により無償で利用・改変することを許諾します。なお、改変した範囲において、出店者は、著作人権を行使しないものとし、第三者をして行使させないものとします。
 - (1) 京都 FG のグループ各社が運営する WEB サイト、アプリケーション
 - (2) 京都 FG のグループ各社が管理する SNS アカウント上の投稿
 - (3) 京都 FG のグループ各社が配信するテレビ CM、新聞・雑誌等の広告
 - (4) 京都 FG のグループ各社が運営・参加するイベントで配布する印刷物、投影資料
 - (5) 京都 FG のグループ各社の提携企業、京都 FG のグループ各社が提供するアフィリエイトサービスの参加者が運営する WEB サイト、アプリケーション
4. 出店者は、ショップを閲覧した者、その他当社が認める第三者に対し、出店者または第三者の著作物等について、当社が認める方法により、当該第三者が自己の管理する SNS 等の媒体で無償で利用・改変することを許諾します。
5. 出店者は、京都 FG のグループ各社が認める第三者に対し、出店者または第三者の著作物等について、京都 FG のグループ各社が認める方法により、京都 FG のグループ各社のサービスまたはインターネットサービスの向上に関わる研究・開発の目的で無償で利用・改変することを許諾します。
6. 前三項の規定は、本規約に基づく出店者と当社の間の出店契約終了後においても引続きその効力を有するものとします。

第 15 条(利用者に関する個人情報)

1. 当社は、利用者の氏名、住所、電話番号、メールアドレス、その他の属性に関する情報（属性情報）およびモールにおける購入履歴その他モールの利用に関する情報（利用情報）の取扱いにつき、利用者から以下の承諾を得ます。
 - (1) 当社および利用者から顧客情報の共有を受けることにつき許諾を受けた京都 FG のグループ各社は、メールマガジンの送付等、自己の営業のために顧客情報を利用することができること。
2. 当社は、当社が管理する顧客情報について、出店者に開示する内容、種類、範囲等を裁量で決定することができます。
3. 当社から顧客情報を受領した出店者は、当該情報を、店舗ページの運営に必要な限度で利用することができます。
4. 出店者は顧客情報（当社から開示された情報のほか店舗ページの運営に関連して出店者が直接取得した情報を含む。以下同じ）を、本規約によって認められかつ本条第 1 項により利用者の承諾が得られた範囲に限って利用することができますが、利用者のプライバシーおよびモール全体の利益に配慮して利用しなければなりません。また、出店者は、第三者に顧客情報を有償、無償を問わず漏洩・開示・提供その他取り扱わせてはなりません。但し、出店者は、決済業務および配送業務を委託している決済業者および配送業者に対して、本条と同等の守秘義務を課した上で、代金決済および商品等の配送に必要な範囲で、顧客情報を開示することができます。
5. 出店者は、本規約に基づく当社との出店契約が終了した後、当社が書面で特に承諾した場合を除き顧客情報を利用することはできません。また、出店者は契約終了にあたって当社の管理下にある顧客情報を抽出してはなりません。
6. 出店者は、出店者が個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」といいます）上の個人情報取扱事業者該当するか否かを問わず、同法に定める個人情報取扱事業者としての義務等を遵守しなければなりません。
7. 出店者は、顧客情報の漏洩がモールの信用を毀損する等、その他モール全体に重大な影響を及ぼすおそれがあることを十分認識し、顧客情報の適切な保存および廃棄方法の確立、情報管理責任者の選任、従業員教育の実施等、顧客情報が外部に漏洩しないよう必要な措置をとらなければなりません。
8. 出店者より顧客情報が漏洩した場合、当社は、出店者の本サービスの利用を終了させることができます。また、出店者は、故意または過失の有無を問わず、これにより京都 FG

のグループ各社において生じた一切の損害および費用負担（顧客へのお詫びに要した費用および弁護士費用を含む）を賠償する責任を負うものとします。

9. 出店者は、利用者の個人情報を、売買契約等の履行のために、必要最小限度の範囲に限り利用できるものとします。また、出店者は、個人情報保護法に違反する行為を行ってはならないものとします。
10. 出店者は、出店者の事業所において、個人情報の管理責任者を設置し、個人情報を厳格に管理しなければならないものとします。当社が出店者に対し個人情報の管理状況に関して報告を求めた場合、出店者は、すみやかに報告を行うものとします。
11. 出店者は、保有する個人情報を適切に管理し、漏洩、滅失または毀損の防止を行う等、安全性を確保しなければならないものとします。
12. 出店者は、個人情報を適切に取扱うこと等について、モール上でプライバシーポリシーを表示するものとします。当社は、プライバシーポリシーのひな型を提供しますが、プライバシーポリシーの内容に係る出店者の事業からみた適切性、プライバシーポリシー自体の法令適合性、その他プライバシーポリシーの形式及び内容に係る一切の事項について何ら責任を負うものではなく、出店者自身が自らの責任でモール上で表示するものとします。
13. 本条第4項ないし前項の規定は、本規約に基づく当社と出店者との出店契約が終了した後においても引続きその効力を有するものとします。

第16条(出店者に関する個人情報)

1. 当社は、出店者が本サービスの利用に関して提供する個人情報（法人の代表者、担当者等の個人情報を含む）を、当社の個人情報の取扱いに従い、適切に取扱います。
2. 出店者の商号、法人名、または事業者氏名、住所、電話番号、メールアドレス、代表者名及び担当者名はウェブサイト上で公開されます。
3. 当社は、出店者の個人情報を以下の目的で利用することができるものとします。
 - a. モール、コンテンツその他の情報提供サービス、システム利用サービスの提供のため
 - b. 商品等の販売、販売の勧誘、発送、サービス提供のため
 - c. 商品等の広告または宣伝（ダイレクトメールの送付、電子メールの送信を含む）のため
 - d. 料金請求、課金計算のため
 - e. 本人確認、認証サービスのため

- f. アフターサービス、問い合わせ、苦情対応のため
 - g. アンケートの実施のため
 - h. 懸賞、キャンペーンの実施のため
 - i. マーケティングデータの調査、統計、分析のため
 - j. 決済サービス、物流サービスの提供のため
 - k. 新サービス、新機能の開発のため
 - l. システムの維持、不具合対応のため
 - m. 出店者記述情報の掲載のため
4. 当社は、以下に定める場合には、出店者の個人情報を第三者に提供することができるものとします。
- a. 出店者の同意がある場合
 - b. 裁判所、行政機関、弁護士会またはこれらに準じた権限を有する機関から開示を求められた場合
 - c. 保険金請求のために保険会社に開示する場合
 - d. 出店者が当社に対し支払うべき料金その他の金額の決済を行うために、金融機関、クレジットカード会社、回収代行業者その他の決済またはその代行を行う事業者を開示する場合
 - e. 当社が行う業務の全部または一部を第三者に委託する場合
 - f. 当社に対して秘密保持義務を負う者に対して開示する場合
 - g. 当社の権利行使に必要な場合
5. 当社は、出店者に対し、当社または第三者の広告または宣伝等のために電子メールその他の広告宣伝物を送信することができるものとします。

第 17 条(秘密保持)

1. 出店者は、当社から開示を受けた情報及び本規約に基づき本サービスの利用により知り得た一切の情報（以下「秘密情報」といいます）を善良なる管理者の注意をもって管理するものとし、当社の書面による事前の承諾なしに、本規約または本規約に付随する契約の履行のために秘密情報を知る必要のある自己の役員及び従業員、第 18 条第 1 項規定の委託先の責任者以外の第三者に開示し、若しくは本規約または本規約に付随する契約の履行に必要な範囲を超えて複製または使用してはなりません。
2. 出店者は、本規約または本規約に付随する契約が終了した場合、当社から受領した秘密情報が不要となった場合、若しくは当社から要求があった場合には、秘密情報及びその

複製物を、当社の指示に従い遅滞なく当社に返却または廃棄若しくは消去するものとします。

3. 本条に定める秘密保持義務は、期間満了、解除その他の事由による本規約及び本規約に付随する契約の終了後も存続するものとします。

第5章 本規約上の責任

第18条(本規約の違反等について)

1. 出店者が以下の各号に該当した場合、当社は、当社の定める期間本サービスの一部若しくは全部の利用を認めないこと、出店者の出店者資格を取り消すこと、または、本規約及びこれに付随する契約を解除することができるものとします。
 - a. 本規約またはこれに付随する契約に違反した場合
 - b. 出店申込の際の登録情報及び出店者となった後の登録情報変更において、その内容に虚偽や不正があった場合
 - c. 出店者、役員、実質経営権を有する者、従業員、又は第20条第1項により業務を委託する者が、第2条第2項d各号のいずれかに該当し、もしくは同条第2項e各号のいずれかに該当する行為をし、または第2条第2項d各号の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
 - d. 出店者に対するレビューの内容が当社の定める基準に達しない場合
 - e. 真に出品する意思のない出品を行ったと当社が判断した場合
 - f. 他の出店者や利用者に不当に迷惑をかけたと当社が判断した場合
 - g. 出店者の営業または業態が法令または公序良俗に反すると当社が判断した場合
 - h. 当社が出店者と連絡がとれなくなった場合
 - i. 当社が行政機関から要請を受けた場合
 - j. 法令に基づく営業停止若しくは営業禁止の命令を受け、または許認可等が取り消された場合
 - k. 差押、仮差押若しくは仮処分の命令、通知が発送され、または競売の申立を受け、または公租公課の滞納処分を受けた場合
 - l. 支払の停止または破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算開始の申立があった場合
 - m. 財産状態が著しく悪化し、またはそのおそれがあると認められる事由がある場合
 - n. 出品された商品等の出品カテゴリに誤りある場合、または出品された商品等の出品カテゴリが不相当と当社が認める場合

- o. 利用者から商品等の不着・不提供・到着遅延、商品等の瑕疵、または返金等に関する問合せ・クレームがあった場合
 - p. 出店および出品に関する手数料、その他当社が定める料金を滞納した場合
 - q. その他、出店者として不適切であると当社が判断した場合
2. 出店者は、前項各号のいずれかに該当した場合、当社に対するすべての債務につき期限の利益を失い、直ちに当該債務全部を弁済しなければならないものとします。
 3. 本条第1項に定める当社の措置により出店者に損害が生じても、当社は、一切損害を賠償しません。

第19条(当社の責任)

1. 当社は、モールに出品された商品等に関する一切について何らの責任を負いません。
2. 当社は、モールにおける利用者に関する一切について何らの責任を負いません。
3. 出店者は、法令の範囲内でモールをご利用ください。モールの利用に関連して出店者が日本及び外国の法令に抵触した場合でも、当社は一切責任を負いません。
4. 当社は、モールに関して、出店者、利用者、その他の第三者との間で発生した一切のトラブルについて関知しません。出店者は、自らの責任かつ費用でこれらのトラブルについて解決するものとします。
5. 当社は、出店者が出店に関して被った損害（当社の故意または重過失によらないサーバーまたはソフトウェアの障害・不具合・誤動作、店舗ページの全部または一部の滅失、サービスの全部または一部の停止、出店者の出店停止、顧客との取引等によるものを含むが、それらに限られず、またその原因のいかんを問いません。）について、賠償する責を負わないものとします。
6. 当社は、出店者から同意を得ることなく、モールの仕様等の変更もしくは追加またはサービスの停止もしくは廃止を行うことができるものとします。また、当社は、システム及び当社が提供する機能に中断、中止その他の障害が生じないことを保証せず、システム及び当社が提供する機能に中断、中止その他の障害が生じても、当社の故意または重大な過失がある場合を除いて、何らの責任も負わないものとします。
7. 当社は、サーバーに障害が発生した等の理由により、モールにおける出店者の店舗運営に支障が生じると当社が判断した場合には、必要となる措置をとることができます。
8. 当社は、出店者から提供されたデータその他のコンテンツ及びシステムを通じて出店者が入手するモールの利用者との売買契約等の取引履歴等のデータ並びにその他モールに関するデータ（以下、総称して「データ等」といいます。）のバックアップを取る義務

を負いません。出店者は、データ等について出店者の責任においてバックアップを取るものとし、当該データ等の消失・毀損について当社は何らの責任を負いません。

9. 本規約において当社の責任について規定していない場合で、当社の責めに帰すべき事由により出店者に損害が生じた場合、当社は、出店者が過去 12 か月間に支払った料金の総額を上限として賠償します。但し、当社の故意または重大な過失により出店者に損害を与えた場合には、当該上限規制を適用することなく、その損害を賠償するものとしします。
10. 当社が出店者に対してモールに関して金銭債務を負う場合で、出店者による振込口座の未登録及び振込口座の不備等その他出店者の事情により当社が支払えない場合には、当該債務はその支払期日より 1 年を経過した時点で、当社の通知なくして消滅するものとしします。

第 20 条(出店者の責任)

1. 出店者は、自らの責任において、モールにおける業務の一部または全部を第三者に委託できるものとしします。この場合、出店者は、委託先の行為について、出店者自らが行った場合と同様の責任を負うものとしします。
2. 出店者は、モールの利用にあたっては、特定商取引法、割賦販売法、不当景品類及び不当表示防止法、その他関係法令を遵守するものとしします。
3. 出店者は、モールの利用に関して、一切の責任を負うものとし、利用者やその他の第三者からの問合せやクレーム並びにその他の紛争等が生じた場合、自らの責任と負担により必要となる一切の対応措置を行い、当社及び当社の顧客に一切迷惑をかけないものとしします。
4. 出店者は、故意または過失により当社に損害を与えた場合（前項に定める紛争により当社に損害が生じた場合を含みます。）には、その損害（紛争解決のために要した合理的費用及び弁護士費用を含みます。）を賠償するものとしします。
5. 出店者は、データ等については、自己の責任においてバックアップを取るものとしします。また本規約の有効期間が終了するまでに、利用者との売買契約等を全て履行するものとし、当社及び利用者的一切迷惑をかけないものとしします。

第 6 章 雑則

第 21 条(当社からの通知)

1. 当社からの通知は、以下の各号に定める方法その他当社の指定する方法で行うことがで

きるものとしします。

- a. 当社に登録された電子メールアドレス宛に電子メールを送信する方法
 - b. 当社が指定するウェブサイトへ掲示する方法
 - c. 当社に登録された住所宛に郵送する方法
2. 前項 a に定める通知については、当社に登録されたメールアドレスに電子メールを送信することをもって電子メールが通常到達すべき時に、前項 b に定める通知については、ウェブサイトを管理するサーバーに正常に到達した時に、前項 c に定める通知は、その郵便物が通常到達すべき時に、それぞれ通知が到達したものとみなします。

第 22 条(本規約の変更)

当社は、法令の変更、本サービスの維持・向上、その他やむを得ない事由があるときは、本規約を変更することができます。この場合、料金その他の本モールに関する一切の事項は、変更後の本規約によります。なお、当社は、変更後の本規約及びその効力発生時期を、モール内または所定のウェブサイト等において周知するものとし、変更後の本規約は、当該効力発生時期が到来した時点で効力を生じるものとしします。

第 23 条(有効期間)

1. 本規約の有効期間は、当社が出店者によるシステム利用を許諾した日として通知した日の属する月の 12 か月後の末日までとします。
2. 前項の定めに拘わらず、有効期間満了の 1 か月前までに、出店者が契約終了の申込みを行わない限り、または当社が更新拒絶の意思表示の通知を行わない限り、さらに 12 か月間延長されるものとし、以後も同様とします。

第 24 条(準拠法)

本規約に関する準拠法は、全て日本国の法令が適用されるものとしします。

第 25 条(協議および管轄裁判所)

1. 本規約の解釈を巡って疑義が生じた場合、当社は合理的な範囲でその解釈を決定できるものとしします。
2. 本規約に関する全ての紛争については、京都地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所としします。

2022年11月11日制定

2023年6月16日改訂

2023年10月2日改訂

2024年7月31日改訂